

高知市農業施策等に関する
意見書

令和7年10月15日

高知市農業委員会

令和 7 年 10 月 15 日

高知市長 桑名 龍吾 様

高知市農業委員会
会長 大 野 哲

令和 8 年度における高知市農業施策等に関する意見書について

農地等の利用の最適化を推進し、高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

農林水産省の調査によると、令和 6 年の基幹的農業従事者数は 111 万 4 千人となり、この 20 年で半減しているばかりでなく、年齢構成についても 65 歳以上が 71.7% (79 万 9 千人)、49 歳以下が 11.2% (12 万 5 千人) と著しくアンバランスな構成となっております。

本市の農業においても、農業就業人口の減少と高齢化に歯止めがかからず、結果として、農業経営の跡継ぎ不在による土地持ち非農家が増えており、地域によっては、農地の維持すら困難な状況になりつつあります。

今年 4 月に策定された国の「食料・農業・農村基本計画」では、農業者の急減など生産基盤が弱体化する中、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に進め、食料安全保障の確立を目指すこととされました。

また、昨年から続く米価の高騰を受け、米の増産に向けた政策転換の動きも見られますが、需給が緩んだ場合の農家所得の低下リスクへの対応など、農家が不安なく増産に取り組める仕組みづくりが望まれます。

今月 4 日には、新たな自民党総裁が選出され、今後の政権運営が注目される場所ですが、水田政策の見直しをはじめ、生産コストを考慮した農産物の適正な価格形成など、農業生産者に寄り添った農政の実行を期待するところです。

さて、本市においても昨年度末に全 35 地区の「地域計画」及び、10 年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」が完成しました。本年度からは、この目標地図の充実に向けて、関係機関と協力を深め、守るべき農地の明確化や、10 年後の担い手の掘り起こしとともに、農地の集積・集約などに農業委員会を挙げて取り組むこととしております。

この意見書は、農業委員や農地利用最適化推進委員の日頃からの活動を通じて、農業者等からの意見・要望を取りまとめたものです。

農業委員会がこれまで取り組んでまいりました「農地利用の最適化活動の推進」による地域農業の振興・発展に向けて、引き続き、行政による一層の後押しを、切に要望するとともに、実効性のある施策の実施、必要な予算の確保及び上部機関等への働きかけを行っていただきますよう、農業施策の改善等に向けて、次のとおり意見書を提出します。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

(1) 農地の集積・集約化のための基盤整備及び地籍調査の推進

高齢化による担い手の減少など、農業を取り巻く厳しい状況が続く中、本市農業の持続的な発展に向け、基盤整備事業の導入を模索する地域は多い。事業を効果的に推進するために、地域の核となる認定農業者等が地域の声をくみ上げ、総意としてまとめながら取り組む際には、新設された農地基盤整備課を中心に、農業者に寄り添った支援を行うこと。

併せて、農地の集積・集約化や南海トラフ地震後の農地復興に備えて、市内全域での地籍調査の完了が待たれるため、引き続き迅速に事業を進めること。

(2) 行政主導による農道及び農業用排水施設の機能維持

農道、用排水路などの機能維持を図るための田役や修繕は、高齢化や入作の増加などによる地域の担い手不足、地域住民の農業に対する関心の低下などから、実施が困難になりつつある。

また、地元対策で行政が設置後、土地改良区に管理が移譲された揚水ポンプや配管などの設備について、経年劣化による老朽化のため、近い将来、大規模修繕が必要となる地域も存在する。

人役や経費の面で、地域のみでは対応しきれない箇所も見られることから、対応策として主要な農道、用排水路の維持管理についての業務委託や大規模改修時の財政支援など、行政が主導する新たな機能維持の仕組みを構築すること。

(3) 有害鳥獣による被害防除対策の強化

効果的な有害鳥獣対策を実施するために、捕獲頭数に見合う報償金額の予算確保、駆除を行う狩猟者の確保・支援に加え、事業者等への駆除の業務委託を検討するなど、個体数を減らすために継続的な事業推進を図るとともに、棲み処や餌場を作らないための環境整備など、有害鳥獣対策に引き続き総合的に取り組むこと。

(4) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進

農業者の高齢化や、土地持ち非農家などの増加により、耕作放棄された農地や放置されたままの農業用ハウスは、鳥獣の棲み処となるなど、周辺農地に悪影響を与えることから、草刈りや放棄ハウスの撤去など、再利用・保全管理に向けて行政主導による農地利用策を構築すること。

併せて、春野地域で行われている現行の空き園芸用ハウスのマッチング、保全管理の取組について拡充を図ること。

(5) 地域の担い手確保に向けた新規就農者への支援

担い手不足は深刻な課題であり、今後は、農業に興味を持つ人材を就農に向けて広く受け入れる体制整備が重要になる。就農支援につながる各種補助事業の年齢要件緩和や、初期経費削減となるサポートハウスの整備など、希望者が就農しやすい環境を整備するとともに、就農後、早期の経営安定を実現させ地域の担い手として定着できるよう、支援制度の拡充に努めること。

2 高知市の農業発展に関する要望

(1) 農業用機械等更新及びスマート農業導入への支援

物価高騰に伴い、農業用機械の購入及び更新の費用負担は農業経営を圧迫しかねない状況になっている。とりわけ、更新費用が負担となり、規模縮小や離農せざるを得ない農業者が増えることがないように、営農組織や共同利用による機械更新に対して支援を行うこと。

また、農業者人口の減少や、担い手一人あたりの農地面積の拡大といった課題解決に向けて、農作業の効率化、生産性の向上等が期待できるスマート農業について、資金計画策定支援や技術指導など、導入時に最大の効果を上げることができるよう包括的な支援を行うこと。

(2) 女性農業者が活躍できる環境づくり

国の「第5次男女共同参画基本計画」において、女性の登用・採用に関する成果目標 58 項目を設定する中で、女性農業委員の登用については 30%（2025 年度）を掲げている。女性が男性と同様に、農業者の代表の立場で活躍するためには、家族や地域の理解と後押しが欠かせないことから、目標達成に向けて、意識改革を促すための思い切った取組を行政が引き続き率先して進めること。

(3) 農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援

令和4年1月から、農業用資産に対する固定資産税（償却資産）の申告勧奨が強化された経緯は一定理解するが、耐用年数が経過した後も取得価額の5%が評価額として残り続けることへの負担感も大きい。耐用年数が過ぎた農業用資産に対する課税が、農業者の負担とならないよう、課税の範囲内で税収を財源とした事業の構築など、負担軽減に配慮した支援を行うこと。

(4) 中山間地域の活性化に向けた事業推進

中山間地域は、面積的にまとまった農地が少なく、人件費や機械化など、平坦部に比べ経費がかかるため、費用対効果で見ると明らかに効率が悪いものの、里山や水源の維持・治水機能など、環境保全にも貢献していることから、中山間地域のありべき将来像を想定し、基盤整備や新規就農者確保、販路となる直販所の運営支援など、地域の活性化のための予算確保及び事業推進に努めること。

3 国・県への要望

(1) 安定した農業経営のための農産物の適正な価格形成の実現

長期化する農業用資材等の価格高騰により生じた生産コストの上昇分は、そのまま農業者の負担となり、農業経営を圧迫することから、生産コスト等を考慮した適正な価格形成を行う仕組みを速やかに構築すること。

併せて、仕組みが構築されるまでの間、安定した農業経営を維持できるよう、生産コストの上昇分を補填するための制度を検討すること。

(2) 環境変動に適応した栽培体系への転換に向けた支援

地球温暖化による記録的な猛暑など極端な気象現象が原因となって、農作物の品質低下や収量減少といった被害が生じ、安定的な食料等の生産に大きな影響を与える結果となっている。各地域の実情に応じた新品種や新技術を導入することで、環境変動に適応した栽培体系への転換を図れるよう支援すること。

(3) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた制度改正

耕作放棄地の発生については、土地持ち非農家の増加による、農地の管理に対する関心の低下も大きな要因の一つとなっている。周辺農地の耕作者が、所有者の同意を得ることができないまま、やむを得ず草刈り等を行っている事例も出ており、農業委員会による対応だけでは限界があることから、所有者が管理を怠って耕作放棄地化した農地について、所有者の同意の有無によらず地域で草刈り等ができる仕組みづくりなど、農地の保全に向けて制度の改正を検討すること。

(4) 食料供給困難事態対策法の見直し

2025 年 4 月に施行された「食料供給困難事態対策法」は、食料供給に困難が生じる事態に備え、政府が総合的かつ迅速に対応できる枠組みを整備することを目的としているが、イネ、麦、大豆など「特定食料」への生産転換や生産計画を届け出ない場合の罰則規定など、農業者の営農意欲を減退させる側面があることから、罰則規定の削除を含め、農業者の声を踏まえて制度そのものの見直しを行うこと。

(5) 春野地域における新川川流域の治水対策推進

春野地域における新川川（長浜川）の治水対策は、豪雨時に農地への浸水被害が生じることがないように、引き続き予算確保のうえ、護岸工事の早期完了に向けて取り組むとともに、支川（^{したにがわ}四谷川、^{たいようがわ}大用川、^{ながたにがわ}長谷川など）についても、継続的に土砂が流入している現状を踏まえて、定期的な浚渫工事を行うなどの対策を講じること。